

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1 サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 企業間の連携

地域の医療機関、介護事業所、スポーツ関連事業者等と連携し、利用者の症状や生活背景に応じた適切な施術・ケアの提供につなげる。

また、地域企業と連携し、職場で生じやすい身体不調（腰痛・肩こり等）に関する相談対応や予防的な身体ケアの助言を行い、地域全体の健康増進に寄与する。

b. IT実装支援

予約管理や会計業務の効率化を目的として、オンライン予約システムや電子管理ツールを活用する。

これにより、受付業務の負担軽減と利用者の利便性向上を図るとともに、個人情報を適切に管理するためのセキュリティ対策を講じ、安定した運営体制を整備する。

d. グリーン化の取組

院内の省エネルギー化を進め、環境負荷の低減に取り組む。

具体的には、LED照明や省エネ型空調機器の活用、施術機器の適切な運用により電力使用量の削減を図る。また、ペーパーレス化を推進し、資源使用の抑制に努める。

e. 健康経営に関する取組

従業員の身体的負担軽減と健康維持を目的として、作業環境の改善やセルフケアの実践に取り組む。

定期的な体調確認や施術者同士での健康管理に関する情報共有を行い、継続的に働きやすい職場環境の整備を進める。

f. BCP 事業継続

災害や感染症発生時においても、地域に必要な施術サービスを継続できるよう事業継続体制の整備を行う。

具体的には、緊急時の連絡体制や対応手順を整理し、衛生用品や必要備品の確保を行うことで、非常時における安全かつ安定した運営を目指す。

2 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のはばから積極的に取り組みます。

2026年1月28日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社グッドライフパートナー 代表取締役 神田武史

企 業 名 役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。